

研究インテグリティ 研究資金配分機関 フォローアップ

この調査は、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ（※）の確保に係る対応方針について（令和3年4月27日）」決定に従い、〇〇省が所管する研究資金配分機関を対象に取組状況をフォローアップするために実施するものです。ご協力をお願いいたします。

機関名

設問

Q1 上記決定を踏まえ、研究インテグリティの確保に係る競争的研究資金配分機関における対応について、具体的な対象や必要なプロセスを明確化するため、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」が令和3年12月17日に改正されました。改定指針の「2. 不合理な重複・過度の集中の排除」のなかで、「『不合理な重複』及び『過度の集中』の排除の方法」が8項目挙げられていますが(別紙A)、公募要領等の改定によりこれらの措置を講じていますか。

(回答日時点での実施状況)

< 選択肢 >

- ① 実施している。
- ② 検討している。
- ③ 検討していない。

回答

①を選択した場合は実施概要、②を選択した場合は検討の概要及びいつ頃までに実施する予定であるか、③を選択した場合は取組を検討していない理由を記載してください。また、部分的に実施している場合は、その状況と理由を記載してください。

回答

※「研究活動のオープン化・国際化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）」における「研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性」を指す。